

亀山市告示第152号

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第4条 自立支援金の支給対象者（第13条において「支給対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市以外の市町村（特別区を含む。）において自立支援金に相当する給付を受けている者を除く。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第4条 自立支援金の支給対象者（第13条において「支給対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市以外の市町村（特別区を含む。）において自立支援金に相当する給付を受けている者を除く。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者</p>

ア 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者をいう。以下同じ。）（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者。ただし、特別の事情があると認めるときは、（イ）及び（ウ）に掲げる就職活動の回数を減じ、又はこれらの就職活動を指示しないことができる。

[（ア）～（ウ） 略]

[イ 略]

[（6）及び（7） 略]

[2 略]

（自立支援金の申請）

第6条 申請者は、令和4年8月31日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

[（1）～（8） 略]

[2及び3 略]

ア 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者をいう。以下同じ。）（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者

[（ア）～（ウ） 略]

[イ 略]

[（6）及び（7） 略]

[2 略]

（自立支援金の申請）

第6条 申請者は、令和4年6月30日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

[（1）～（8） 略]

[2及び3 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。